

令和7年度

幼稚園型預かり保育事業 利用申込のしおり

川内すわこども園 SECOND が運営する幼稚園型預かり保育事業を利用するために必要な重要事項をご案内します



川内すわこども園 2nd

2nd Sendai Suwa Children's Garden

川内すわこども園 SECOND

一時預かり事業（幼稚園型）利用申込のしおり

目次

1. 幼稚園型預かり保育事業について
2. 事業の概要
3. 対象となる子ども
4. 利用に関するお願い
5. 要望・苦情への対応について
6. 守秘義務・個人情報の保護について
7. 地域の関係機関との連携について
8. 事業内容の向上について

1. 幼稚園型預かり保育事業について

「幼稚園型預かり保育事業」は、1号認定こどもの保護者のうち、働きながらに通わせたいという保護者の方の要望に応え、正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かる事業です。午前7時00分から午後6時00分の長時間の預かりを、夏休み等の長期休業期間中も実施しています。

2. 事業の概要

(1) 実施場所 幼保連携型認定こども園 川内すわこども園SECOND

(2) 利用時間・保育料

①月～金曜日

利用できる曜日	月曜日から金曜日
預かり保育時間	7時00分～18時00分(11時間) 午前) 7:00～8:30(1時間30分) 午後) 15:00～18:00(3時間)
保育料	450円×利用日数

②土曜日・長期休業日

利用できる曜日	土曜日または長期休業日
預かり保育時間	7時00分～18時00分(11時間)
保育料	1,500円×利用日数
給食費	200円/利用日数

3. 対象となる子ども

1 補助対象園児

本市内に住所を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの保育を必要とする幼稚園・認定こども園の在園児。

保護者が、次のような理由でお子さんを保育できないとき、申し込めます。利用するには、保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。

- (1) 会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月12日以上働いているとき
(認定後、1か月以内に就労する勤務先が決定または内定しているときも含みます。)
- (2) お母さんが出産の準備や出産後の休養が必要なとき
(出産/予定日の前後各8週間。育児休業中は原則として対象となりません。)
- (3) 病気や障害のため保育が困難なとき
- (4) 病気で1か月以上入院、または、自宅療養(週1回以上の通院が条件)しているとき
- (5) 病人や障害者を介護しているとき
- (6) 自宅や近所の火災などの災害復旧に当たっているとき
- (7) その他(1)～(6)に類する状態のとき

例 ・職を探しているとき(3か月以内)

- ・学校や職業訓練校、専門学校などに通っているとき
- ・別居の親族を常時介護しているとき

4.利用に関するお願い

- ・利用理由、緊急連絡先は必ず明確にしておいてください。住所、電話番号などの変更はお早めにお知らせください。
- ・送迎は必ず保護者が付き添い、職員に確認してください。保護者以外の方が付き添われる場合は、必ず事前にご連絡ください。
- ・伝染病にかかっている時、熱（37.5度以上）がある場合はお預かりすることができません。また、下痢、嘔吐、目の充血など、お子さんの様子がいつもと違う場合についてもお預かりできないことがありますので、必ず職員に状況を伝えるようにしてください。なお、原則として薬のお預かりはいたしません。もし投薬がある場合は、与薬依頼書または継続与薬依頼書を必ず提出してください。
- ・お預かり中に発熱（37.5度以上）、嘔吐等の体調不良が生じたときは、緊急連絡先にご連絡させていただきますので、なるべく早くお迎えに来てください。
- ・アレルギー等がある場合は、事前に職員または栄養士に相談してください。
- ・服装は、動きやすく着脱しやすい物、汚れても構わない物でお願いします。靴は足に合った運動靴（サンダル以外）を履かせてください。
- ・個人ごとに決めた利用時間は、必ずお守りください。

5.要望・苦情への対応

苦情受付の体制を下記のように整えています。

苦情受付	苦情受付担当者	主幹保育教諭	遠矢 みちる
	苦情解決責任者	園 長	帯田 英児
第三者委員	監 事	岩下 満志	
	監 事	加治屋 秀則	
ご利用時間	8：30～ 17：30		
電話番号	(0996) 24-8400	F A X	(0996) 24-8401

担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。

6.守秘義務・個人情報の保護について

職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

7.地域の関係機関との連携について

近隣地域の支援センター間で互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、教育・保育施設、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員、民生委員、医療機関等との連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めるものとします。

8.事業内容の向上について

職員に対して研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等に積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上に努めるものとします。

お問い合わせ

社会福祉法人 諏訪福祉会 幼保連携型認定こども園 川内すわこども園 SECOND
電話：(0996)24-8400 fax：(0996)24-8401

ご注意 このしおりの内容は予告なく変更になる場合があります。